

独立役員制度等に関するよくある質問と回答

Q 1. 「事前相談の要件」に該当しない場合には、独立役員として届出を行うことができると理解してよいか。

A. 届出を行うことはできます。ただし、「事前相談の要件」は、当取引所において企業行動規範に違反している状態にあるか否かを認定する際の判断基準であり、実際の届出にあたっては、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」（適時開示等規則第 31 条の 2）であることを上場会社において実質的に判断する必要があります（事前相談の要件に該当しない場合でも、上場会社における実質的な判断の結果、一般株主と利益相反が生ずるおそれがあると上場会社が判断した場合には、独立役員として届出を行うことはできません。）。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書における開示加重要件（有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4（5）に掲げる事由をいう。以下同じ。）に該当する場合には、独立役員届出書においても、そうした要件に該当するような関係を有するにもかかわらず、独立役員として届出を行うことについて、客観的かつ合理的な説明の記載が必要となります（独立役員届出書に記載された理由が適切なものでないと認められる場合には、当該届出書の再提出を求める場合があるので留意が必要です。）。

Q 2. 社外取締役、社外監査役の複数の者が独立役員の要件を充たしている場合に、すべての者について届出を行う必要があるか。

A. すべての者について届出を行う必要はなく、上場会社において 1 名のみの届出を行うのか、複数の者の届出を行うのかを判断することで差し支えありません。一般論としては、独立した社外役員が複数存在することを望ましいと考える機関投資家や議決権行使助言会社があることを踏まえて複数の届出を行う場合と、独立役員の要件を充たす社外役員のうち、上場会社が特に独立性が高いと考える者 1 名を代表として届出を行う場合のいずれもありえますが、いずれの場合についても、コーポレート・ガバナンス報告書において「独立役員の確保の状況」を開示する際に、上場会社としての対応方針をあわせて記載するなどして、株主・投資者に対する十分な説明を行うことが考えられます。

Q 3. 独立役員の届出に際して、どのような社内手続きを実施する必要があるか。

A. 特段、社内手続きの実施を求めていますので、上場会社各社における社内権限の分配に基づいて、適切な社内手続きを実施してください。一般論として、これまでに当取引所に寄せられた事前相談において個別に聞き取りを行ったところでは、取締役会への付議を予定している場合とそうでない場合の双方が存在しています。

なお、独立役員として届出の対象となる社外取締役又は社外監査役本人がその旨を十分に認識しないままに届出の対象となることは本制度の趣旨に鑑みて適切でないと考えられるため、少な

くとも、本人の同意や「独立役員届出書」に記載された内容の確認等に関する手続きを行う必要があります（これらの同意・確認手続きの実施状況については、「独立役員届出書」の記載項目となっていますので留意が必要です）。

Q 4. 独立役員の開示加重要件における「主要株主」の定義を確認したい。

- A. 金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する主要株主（自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の 10%以上の議決権を保有している株主）をいいます。

Q 5. 業務執行者には、「監査役」は含まれるか。

- A. 業務執行者の定義は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定されているとおりであり、監査役は含まれません。
なお、その者の経歴如何によっては、「業務執行者であった者」には該当する可能性があるもので留意が必要です。

Q 6. 業務執行者には、「顧問」や「相談役」は含まれるか。

- A. 「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）。
なお、その者の経歴如何によっては、「業務執行者であった者」には該当する可能性があるもので留意が必要です。

Q 7. 「主要な取引先」の判断は、会社法に準じて単体基準で考えることでよいか。

- A. 「事前相談の要件」や「開示加重要件」の該当有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。
なお、独立役員には、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を指定する必要があり、「事前相談の要件」や「開示加重要件」に該当しているか否かにかかわらず、上場会社においては、届出に際して実質的な判断が求められていることに留意が必要です。
例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする際に、「事前相談の要件」にも「開示加重要件」にも該当しないことが想定されますが、その者が実際に一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのか、

独立性があることを株主・投資者に対して説明できるのかといった点については、別個の検討が必要になります。

Q 8. 「事前相談の要件」の「最近において」の判断は、届出の対象となる社外取締役・社外監査役の就任時（選任議案が株主総会において承認されたとき）を基準とすることになるのか、それとも届出時を基準とすることになるのか。

A. 届出時を基準とすることになります。したがって、株主総会における選任議案の承認の直前に「主要な取引先」の業務執行者でなくなったような場合でも、「独立役員届出書」の提出時には、既に社外取締役・社外監査役に就任してから数年が経過しているような場合には、「事前相談の要件」には該当せず、原則として、企業行動規範に違反している状態を認定する対象ともなりません。

以 上